

特定非営利活動法人 危険管理士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 危険管理士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市中青木3丁目9番1-212号におく。

(目的)

第3条 この法人は、リスクマネジメント手法に基づく環境配慮活動の普及・啓発を通じて安全で安心できる循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1) 環境の保全を図る活動
- 2) 地域安全活動
- 3) 情報化社会の発展を図る活動
- 4) 経済活動の活性化を図る活動
- 5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1) リスクマネジメント基本枠組みにおけるリスク研究会・セミナーの設置・運営
- 2) 危険管理士としての講演会、研究発表会、見学会等の開催
- 3) 危険管理士教育・育成及び資格認定
- 4) リスクマネジメントの観点からのコンサルタント業務

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、

代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 本人から退会の申し出があったとき
- 2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- 3) 正当な理由無く、継続して1年以上会費を滞納したとき
- 4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会するときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

- 1) この定款に違反したとき
 - 2) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定によりこの会員を除名する場合には、議決する前に、この会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- 1) 理事 5人以上 15人以内
 - 2) 監事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、3人以内を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、個人正会員のうちから総会において選任する。
- 4 代表理事又は副代表理事は、理事の互選による。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第 14 条 代表理事はこの法人を代表し、その職務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

1) 理事の職務執行の状況を監査すること

2) この法人の財産の状況を監査すること

3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者、又は現任者の任期の残存期間とする。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

3 役員は再任されることができる。(但し代表理事の再任は、2 回までに限るとする。)

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

1) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

2 前項の規定によりこの役員を解任する場合には、議決する前に、この役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁済することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経た後代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局長及び職員をおくことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- 3) 合併
- 4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 5) 事業報告及び収支決算
- 6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- 7) 入会金及び会費の額
- 8) 借入金に関する事項
- 9) 会員の除名
- 10) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- 2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- 3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 2 5 条 総会の議長は、その総会において出席した理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第 2 6 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 2 7 条 総会における議決事項は、第 2 4 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会における書面評決等)

第 2 8 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

3 前項の規定により評決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 2 9 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時及び場所

2) 正会員総数及び出席者数

(書面評決者又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

3) 審議事項

4) 議事の経過の概要及び議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成長)

第 3 0 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 3 1 条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1) 総会に付議すべき事項

2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

3) 危険管理士会の活動に関する事項

- 4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- 5) その他総会に議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 3 2 条 理事会は、次の一に該当する場合に開催する。

- 1) 代表理事が必要と認めたとき
- 2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- 3) 第 1 4 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 3 3 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 3 4 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 3 5 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 3 6 条 理事会における議決事項は、第 3 3 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の 同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面評決)

第 3 7 条 各理事の評決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。
- 3 前項の規定により評決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面評決者にあつては、その旨を付記すること。)
- 3) 審議事項
- 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 3 9 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 入会金及び会費
- 3) 寄付金品
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 資産から生じる収入
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第 4 0 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第 4 1 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って行うものとする。

(会計の区分)

第 4 2 条 この法人の会計は次の通り区分する。

- 1) 特定非営利活動に係る会計

(事業年度)

第 4 3 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収入予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した収入支出とみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて所轄庁の認証を得なければならない

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の議決
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3) 正会員の欠乏
- 4) 合併
- 5) 破産手続き開始の決定
- 6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもの者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	師岡孝次
副代表理事	江木紀彦
理事	上村正昭
理事	鎌田 肇
理事	宗 慎治
理事	谷 和彦
理事	濱田真之
理事	藤田克輔
監事	永山雅通
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1) 正会員	入会金	15,000 円	月会費	2,000 円
2) 賛助会員	入会金	15,000 円	月会費	1,000 円

定 款 の 改 定 記 録

No.	年 月 日	条項No.	既 定 款	修 正	改定の背景等
1	07 06 14	附則 2	監事 尾上巽	監事 濱田真之	尾上氏の一身上の都合による辞任
2	07 09 20	第38条 2	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。	議事録には、議長及びその会議において選任された議事録書名人1名以上が署名しなければならない。	事務処理手間の簡略化 H19.9.20.変更は受理された。
3	08 05 31	附則 2	理事 永山雅通 監事 濱田真之	理事 濱田真之 理事 上村正昭 監事 永山雅通	監事の理事会出席可能性を考慮して関東地区の理事を監事にし、それ以外に理事を一人増やした